

結果様式⑤

垣生校区まちづくり集会 開催結果報告書

開催日時 平成20年8月1日（金）19：00～21：00
場 所 垣生公民館
参加者数 50人



1 新居浜市連合自治会設定共通課題

（課題名）ごみの減量化について

討議内容（要約）

（1）家庭ごみのうち、生ゴミの占める割合はどのくらいですか。

【回答】

焼却ごみの約4割が生ゴミと推定されます。焼却ごみは、家庭ごみの約66%であり、家庭ごみの内、生ゴミは1/4程度と思われます。

（2）生ゴミ減量化のために、家庭での自家処理を行政指導すべきでは。理由として自家処理による生ゴミの肥料化により、ドイツのように家庭菜園等の推奨を図り、食糧自給率の向上に寄与できる。

【回答】

各家庭で生活実態が異なるため、行政指導は難しいと思いますが、生ゴミの減量はごみの減量に大きな効果があることから、積極的に推進してまいります。

（3）生ゴミ処理機、コンポスト等の購入助成はどのようになっていますか。

【回答】

現在購入価格の1/2まで補助しており、電気式で20,000円、コンポスト等の容器で3,000円を限度としています。19年度実績で電気

式88基、コンポスト等で113基に補助しています。電気式については、要望が多く補助金が毎年不足しているため、有料化実施に合わせて大幅に補助基数を拡大する予定です。

- (4) ごみ減量化を図るため、来年10月からごみの一部有料化が検討されていますが、それがごみ減量化につながる理由を教えてください。

【回答】

これまでは、全てのごみが無料であり、多くの方がごみを減らそうという意識があまりなかったと思います。家庭ごみの内、資源化しないごみだけを有料とすることにより、無駄なものは買わないとか、使えるものは直して使おうとか、リサイクルできるものはリサイクルしようとか、ごみの減量につながるいろいろな意識が働き、それが動機づけになり、ごみの減量につながる効果が期待できます。

- (5) ごみの有料化が実施された場合、不法投棄が懸念されるが、どのような対策が検討されていますか。

【回答】

有料化を実施した自治体の調査では、有料化により山や川などにごみを捨てる、いわゆる不法投棄が必ず増えるというわけではないという結果も出ています。しかしながら、ステーションへのルールを守らない不適正な排出は、一時的に増加することが考えられます。不法投棄については、これまで以上に警察との連携やパトロールの強化を図ることが必要であり、不適正な排出については、排出者が分かる場合は直接指導を行い、また自治会のお力も借りながら周知徹底を図るつもりです。

- (6) ごみ有料化に際して、自治会員と非自治会員との対応に何か違いがありますか。

【回答】

袋の価格を変えることなどはできませんので、自治会員と非自治会員で対応に違いが出ることはありませんが、自治会に対しては非自治会員の世帯数も含めてごみステーションの管理に対して交付金という形で、支援する予定です。

- (7) 生ゴミの減量化は、CO₂削減につながると思いますが、いかがでしょうか。

【回答】

「生ごみから出る二酸化炭素」は、元々植物が大気中の二酸化炭素を光合成して蓄えていたものであり、焼却してもCO₂排出に加えないという「カーボンニュートラル」というのが国の考え方ですが、ごみを焼却するための電気や燃料、ごみを収集するための車の燃料などからCO₂が排出されており、ごみを減量することがCO₂削減につながると考えております。

2 校区設定市政課題

(課題名) **地域主導型公民館への移行について**

討議内容 (要約)

(1) 移行は、現況と比較して、どのようなメリットがありますか。

【回答】

地域のことは地域で、そしてみんなの幸せのための拠点が公民館、そういう志のある公民館であってほしいと思っています。垣生校区は「よもだ会の垣生山遊歩道」、「垣生の昔を語る会」、「えひめあい2」の普及活動、垣生小学校での地域の皆さんと一緒に取り組む環境教育など、地域の方々の支援で行われています。そういう取り組みを公民館を中心に更に活躍してほしいというのが、地域主導型公民館ととらえております。

移行のメリットは物や金ではありませんが、自分の住んでいる地域を自分たちでよくしていこうという志、そういう思いの公民館作りです。これからの内容につきましては先行している4館の取り組みの中から考えていきたいと思っております

(2) もし、移行しない場合、どのような問題が発生しますか。

【回答】

今、世の中はだんだんと個人優先の傾向に流れ、地域住民の連帯感は薄れてきています。地域がばらばらになってからでは遅いと思います。公民館が貸館機能に流れてしまうのも、私はさみしいと思います。地域がまとまって公民館を拠点としてほしいと願っています。

(3) 移行は強制ですか。

【回答】

自分の住んでいる地域を自分たちでよくしていこうという思いをもった人が集まる公民館になりますと強制でやらされてきたのでは、本当の公民館活動にはならないと思います。教育委員会としてはそういう思いを持つ

人が育ってほしいので、強制では地域主導型公民館にはならないと思っています。強制はしません。

- (4) 非常勤職員化は、労働条件の切り下げであり、優秀な人材は確保できないのではないか。もし、確保できるとすれば、その根拠は何でしょうか。

【回答】

地域への思いを持っていただけたら、自分が勤めていたときの技術で第2の人生に入ったときに、そういう体験や能力をそれぞれで生かしていただけたらと思います。一人で全部するのではなくて、自分が協力できることをやっていくというつながりでできていくのではないかと思います。

優秀というとらえ方ですが、一人のスーパーマン的な人ではなくて、自分の持っている技量で、必要なところで発揮して地域を作っていこうという気持ちの人が育っていったらと思っています。

- (5) 非常勤職員化という労働の切り下げ条件は、政府が提唱する格差社会の是正解消と逆行するのではないか。

【回答】

正規職員は週40時間、非常勤職員は週30時間の勤務ですので、毎月の給料は単価的には差はなく、同じ仕事には同じ賃金を払うという保証はしています。もちろん賞与や退職金を含めると差はありますが、毎月の差は勤務時間の差から発生するものです。

- (6) 教育委員会に公民館職員の人事権があるのですか。

【回答】

館長、主事、主事補、管理人の4人で公民館を運営しています。館長については公民館運営審議会から推薦された人を教育委員会で任命をする形で進めています。

- (7) 現在われわれが公民館に対する見方、話を見たり聞いたりするとほとんどの人が公民館を拠点としていろいろなことをしている現在の姿が地域主導型公民館ではないかと思っています。改めて地域主導型公民館を教育委員会の方で取り上げてすることが不明です。

それと教育委員会というと、どうしても小中学校等の学校関係という感じがします。高齢者の相談の相手にもなってくれるのが公民館だと思うのですが、ちょっとそこが欠けているという気がします。

【回答】

教育委員会では、小中学校のことは学校教育課が、体育や文化活動は体育文化課が担当しています。公民館については、社会教育という位置付けで、教育委員会の中で取り組んでいる仕事のひとつになっています。そういう中で公民館の今後の取り組みはどうあるべきかを考えていくわけです。

- (8) 高齢化に伴う公民館の位置付けというのは期待されていると思うけれど、ここに何も表現されていないというのが解せないのですが。

【回答】

高齢化だからこそ地域主導型で皆さんが寄り添う場所にしていきたいということで、地域主導型公民館という捉え方をしています。

- (9) 現在、独居老人に対して公民館が色々していることを聞いていますが、この書面では何一つそういうことが表現されていません。地域主導型の公民館と23年以降の公民館はこうあるべきだという気持ちは分かります。現在も館長をはじめ地域主導型でされているというのは、皆が分かっていると思います。更にこういったことを、市全体の公民館の運営としてやっていこうということじゃないかと思います。もう少し教育委員会も現状と今後の公民館の位置付けを、どう足りない分を、どのように改善して昇華する、そういった面でやれたらより良いのでないかと思います。

【回答】

4館で取り組んでいる内容につきましては、来年2月の公民館研究大会にいろいろな取り組みの内容や、こういうような点をこう考えてほしいとかということが出されてくると思います。そういうような形の研究大会の中で煮詰めていきたいと思っています。

「館長さんを中心にいろいろな取り組みをされていることを、ここに書いていないのでは。」ということですが、これは全体のことであって、各公民館それぞれの特色があると思います。その特色を更に活かしてほしいというのが教育委員会の気持ちです。



3 地域課題

(課題名) 垣生交番の復活について

質疑応答 (要約)

防災安全課から新居浜警察署地域課に校区の質問・要望を伝えた結果、警察からは次の回答内容の説明がありました。

(1) 緊急事態が発生した場合の対応はどうなっていますか。

【回答】

垣生交番近くで緊急事態が発生した場合、110番通報を受けた警察本部通信司令室の指示により、高津交番を含む最も迅速に現場に行けるパトカーが駆けつけることにより対応することとなっております。

市内の高津交番と角野交番のみ、交番員専用のミニパトを配置しており、パトロール等の充実を図っております。

(2) 垣生交番から高津交番への通報手段は、どのように確保されていますか。

また、機能していますか。

【回答】

垣生駐在所の事務所は常時開けており、本署に直通する電話も残して対応できるようにしています。この電話により、実際に事件、交通事故、遺失・拾得物の受理等の電話に対応しており、今後も対応してまいります。

(3) 必要な人材(署員)は配置すべきではないのか。

【回答】

交通機関や通信手段の発達という環境の変化の中、実質的な警察官の増員が望めない現況で、平成19年3月の人事異動で高津交番を1人増員し、2名3班の6人体制としております。駐在所当時は垣生地区を1人で受け

持っていましたが、統合後は2人で担当することとし、地域の実態把握活動は充実するものと思います。

(課題名) 鳥インフルエンザへの市の対策状況について

質疑応答(要約)

- (1) 県及び新居浜市の対策マニュアルはどのようになっていますか。また、具体的に、どのように危険なのでしょうか。各家庭、自治会、学校、会社等は、どのような対策をすればよいのでしょうか。

【回答】

発生した場合の専門機関は保健所になります。新居浜市の対処の中ではそういうことの専門家はいません。第一線の窓口は新居浜を管轄している西条保健所になり、愛媛県のほうが対策行動計画を策定しています。実際には市役所にも農林関係の課も衛生関係の課もあり、無関係ではありませんので、日頃から市職員としてどのようなことができるか、やらなければいけないかということを勉強や訓練をして備えていかなければいけないと思っています。

もし海外で発生して入国者がいるということになれば、県知事が検疫所長から感染の恐れがあるという場合には、検疫所と自治体で連携するということになっています。

ちなみに市内での養鶏農家として把握しているのは船木に1軒ございます。